

令和元年11月26日招集

第6回若桜町議会臨時会会議録

(令和元年11月26日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	下石裕美		
書記	伊賀忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第81号	令和元年度若桜町一般会計補正予算（第4号）	原案可決
2	議案第82号	令和元年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
3	議案第83号	令和元年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
4	議案第84号	令和元年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
5	議案第85号	若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
6	議案第86号	若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
7	議案第87号	製造請負契約の締結について	
8	議員提出議案 第8号	若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決

令和元年第6回若桜町議会臨時会（第1号）

招集年月日	令和元年11月26日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時20分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番		7番	山本晴隆
	3番	青木一憲	8番	中尾理明
	4番	山根政彦	9番	前住孝行
	5番	山本安雄	10番	川上 守
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番		7番	山本晴隆
	3番	青木一憲	8番	中尾理明
	4番	山根政彦	9番	前住孝行
	5番	山本安雄	10番	川上 守
欠席議員				
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	農林建設課長	佐々木明仁
	副 町 長	盛田 聖一	出納室長	上川 恭子
	総務課長	竹本 英樹	ふるさと創生課長	谷本 剛
	町民福祉課長	藤原 祐二	税務課長	前田 弥生
	にぎわい創出課長	谷口 国彦	教 育 長	新川 哲也
	保健センター所長	山根 葉子	教育委員会次長	山口 由企夫
	包括支援センター所長	寺 西 満		

会議の顛末

本会議（11月26日）

議長（川上守）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達しておりますので、令和元年第6回若桜町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、5番 山本安雄議員、6番 小林誠議員を指名します。

日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3

議案第81号 令和元年度若桜町一般会計補正予算（第4号）、議案第82号 令和元年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第83号 令和元年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第84号 令和元年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

皆さんおはようございます。

氷ノ山の初冠雪が11月15日に観測され、めっきり冷え込んで参りました。

スキー場を抱える当町としましては、ある程度の降雪を願うところでございますが、3年前のような大雪になれば、災害と同様に対応していかなければならないと思っているところでございます。

住民やスキー場利用者、観光客の安全・安心に常に気を配っていくことが必要と考えるところでございます。

さて、本日ここに、令和元年第6回若桜町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、令和元年度一般会計補正予算及び諸議案のご審議をいただきますことに対し、感謝を申し上げる次第でございます。

さて、かねてより関係が悪化しております日韓関係ですが、11月22日には韓国が日韓軍事情報包括保護協定、いわゆるGSOMIA（ジーソミア）の協定を当面維持することになったものの、依然ギクシャクした関係が続いているところでございます。

そんな中、11月3日に韓国江原道のチェ・ムンスン知事が、韓国の知事としては初めて若桜町を訪問されました。現在、米子ソウル便やDBSクルーズが相次いで運休に追い込まれ、交流の火が消えかけようとしている中で、韓国内での圧力に負けず、国レベルは悪化しても地方同士の交流は継続していくことを、チェ・ムンスン知事と鳥取県の平井知事が約束されました。当町といたしても平昌郡との交流が早期に再開されることを期待し、ご協力をお願いさせていただいたところでございます。

また、秋のイベントといたしましては「若桜町民文化祭」や「鬼っこ祭り」、さらには「若桜町グランドゴルフ大会」や「わかさ生協診療所開設25周年記念 健康まつり」など、様々な催しが多くの町民の参加のもと実施されております。

町民が楽しむ姿や笑い顔など、にぎやかな日々を過ごされている姿を拝見し、安心して楽しみながら住める若桜町にして行きたいと思うところでございます。

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第81号 令和元年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ402万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億2,219万9千円とするものでございます。

この度の補正予算は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて給与改定を行うことにより、人件費を追加するものでございます。

歳入では、繰越金を402万8千円追加し、歳出では、職員等の給料と職員手当、共済費の増額により、人件費を各費目にわたり調整し、総額350万3千円増額しました。

また、議会費では、議員期末手当を11万5千円、衛生費では、簡易水道事業特別会計繰出金16万1千円、土木費では、公共下水道事業特別会計繰出金24万9千円をそれぞれ追加いたしました。

続きまして、議案第82号 令和元年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算についてでございますが、地域支援事業費の人件費を2万1千円増額し、予備費を2万1千円減額するもので、歳入歳出予算の総額につきましては変更はございません。

続きまして、議案第83号 令和元年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ16万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,442万8千円とするものでございます。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金で、歳出は、総務費の人件費に充てるものでございます。

続きまして、議案第84号 令和元年度若桜

町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ24万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,485万4千円とするものでございます。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金で、歳出は、公共下水道費の人件費に充てるものでございます。

議案第82号、議案第83号、議案第84号につきましても、人事院勧告に伴う職員人件費の増額によるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第4

議案第85号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第86号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第85号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、本年、8月10日の人事院勧告を受け、特別職の国家公務員の給与改定に準じて、若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正を行うものであり、期末手当の支給月数を0.05月引き上げるものでございます。

続きまして、議案第86号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、でござ

いますが、これは、先ほどと同様に、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、給料表の平均0.1%の改定及び勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げと、住民手当の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第5

議案第87号 製造請負契約の締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第87号 製造請負契約の締結について、でございますが、これは、製造請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり、本議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、記、1. 工事名 若桜町農産物処理加工施設（精米加工施設）プラント設備製造請負工事。

2. 工事場所 八頭郡若桜町大字若桜

3. 契約の相手方 大阪市北区鶴野町1番地9号、ヤンマーアグリジャパン株式会社
代表取締役 増田長盛（ますだ ながもり）

4. 契約金額 金52,580,000円

5. 契約の方法 制限付一般競争入札

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第6

議員提出議案第8号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。4番、山根政彦議員。

議員（山根政彦）

議員提出議案第8号、若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

別紙のとおり、若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年11月26日提出、提出者 若桜町議会議員 山根政彦、賛成者 若桜町議会議員 前住孝行、山本晴隆、青木一憲。

これは、特別職の給与改定に合わせて、若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものであり、期末手当の支給月数を0.05月引き上げるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

暫時、休憩します。

午前 9時32分 休憩

午前 11時05分 再開

8 番、中尾理明議員。

議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩前に上程されました議案につきまして、矢部町長より修正したい旨の申し出がありました。

説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

さきほど、提案説明で誤ったことを述べましたので訂正をさせていただきたいと思います。

まず、議案第 86 号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、でございますが、提案説明の中で、住民手当と申しましたが、住居手当の間違いでございます。

また、議案第 87 号 製造請負契約の締結について、でございますが、提案説明で契約の相手方の住所を大阪市北区鶴野町 1 番地 9 号と申し上げましたが、大阪市北区鶴野町 1 番 9 号の間違いでございました。

大変申し訳ございませんでした。

訂正の方、よろしく願いいたします。

議長（川上守）

続いて、議案第 81 号 令和元年度若桜町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員（中尾理明）

8 番、中尾。

議長（川上守）

原案反対の方の発言を許します。

議員（中尾理明）

私は、議案第 81 号 令和元年度若桜町一般会計補正予算（第 4 号）に反対であります。

この度の補正予算は、主として人勸による特別職及び職員の期末手当、給与改定に伴う補正予算であると考えております。

私はその中で、議員の期末手当引き上げに反対するものであります。補正予算は現行の期末手当の月数を 0, 05 か月引き上げるものです。この議案が採択されたら、3 年前から連続の引き上げになります。

10 月からの消費税増税により、1 世帯あたり年間 10 数万円も家計支出が増えるといわれており、町民の生活に大きく影響することは間違いございません。

中小零細企業にとっては、資材を含め経費の増大で経営の悪化が心配されております。

このような時期に、人勸に従ったかたちで議員も同様に期末手当の引き上げを行うことは、町民に受け入れられるものではないと考えます。

私は、町民の立場に立ち、今回の補正予算に対し、議員の期末手当引き上げ部分を認めることはできません。

よって、この議案に反対するものであります。

議員（前任孝行）

はい。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。

9 番、前任孝行議員。

議員（前任孝行）

9 番、前任です。私は、賛成の立場で討論いたします。

議員提出議案第 8 号に関わることというこ

とでした、期末手当の支給月数の改定は、執行部と足並みをそろえておくことは、次世代の条件整備のため、必要と考え、賛成いたします。

議員（山本安雄）

はい。

議長（川上守）

原案反対の方の発言を許します。

5番、山本安雄議員。

議員（山本安雄）

この議案、補正予算書、9ページの、議会費14万円の増額補正について、反対をいたします。

これは、人事院勧告によるということではありませんけれども、議員の報酬につきましても、地方自治法に定められておりますところでもありますし、議会基本条例の16条にも記載しておりますところでございます。

16条の記載に沿った方法によって決定するのが望ましいと思いますので、よって、反対いたします。

議長（川上守）

ほかに、討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって、討論を終結します。

議案第81号 令和元年度若桜町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いします。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号 令和元年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし

ます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第82号 令和元年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第83号 令和元年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第83号 令和元年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第84号 令和元年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第84号 令和元年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議案第85号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第85号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第86号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第86号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

議案第87号 製造請負契約の締結について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第87号 製造請負契約の締結について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第8号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 (中尾理明)

8番、中尾。

議長 (川上守)

原案反対の方の発言を許します。

8番、中尾理明議員。

議員 (中尾理明)

私は、議員提出議案第8号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に反対でございます。

反対理由については、先ほど一般会計補正予算の反対討論の中で述べました同様の趣旨のため省略し、本議案の提出議案に反対するものであります。

議員 (前任孝行)

はい。

議長 (川上守)

原案賛成の方の発言を許します。

9番、前任孝行議員。

議員 (前任孝行)

9番、前任です。私は賛成の立場で討論いたします。

特別職、職員とも支給月数改定がなされ、議会だけ改定しないという趣旨の意味が解りかねます。

議会活動をしっかりと行っておられる方なら、その見返りがあって当然だと考えます。執行部との足並みをそろえておくことは、次世代の条件整備のため必要と考え、賛成いたします。

議員 (山本安雄)

はい。

議長 (川上守)

原案反対の方の発言を許します。

5番、山本安雄議員。

議員 (山本安雄)

原案反対の立場で討論をいたします。

この11月18日に議会研修で三朝町で、山梨学院大学の江藤教授から講演を聞かせていただきました。その中では、議員定数、議員報酬ということにも触れておられまして、報酬を考えるとときには住民自治を充実させるための条件として議論されなければならないというようなこともおっしゃっておられました。

また、若桜町議会では、議会改革調査特別委員会を開催して、これ議員全員で構成しておりますが、この中には議員報酬についても議論するというようになっております。

議会基本条例、先ほど申しましたが、16

条につきましては、特別職報酬等審議会及び町民の客観的意見を参考に決定するという事になっております。

よって、この議案について反対いたします。

議長（川上守）

ほかに、討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

議員提出議案第8号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いします。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議員提出議案第8号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第6回若桜町議会臨時会を閉会します。

午前 11時16分 閉会